

向日葵

ひ ま わ り

第36号

令和5年9月1日発行

発行所
三条市農業委員会



今後の地域農業を考える

みなさんは「ビレッジプラン2030」という取組をご存じでしょうか？

この取組は、持続可能な中山間地域の営農や集落機能の維持・発展に向け、地域住民が主体となり2030年（令和12年）度を目標として、地域の現状や住民の意向把握、活動の中心となる農業法人等組織の設立など、地域の将来像を新潟県や市町村・JA等関係機関と一緒に策定し、実現に向け活動するものです。昨年から県下全域を対象として始まり、三条市では今年の4月から駒込と名下の2集落で取り組んでいます。

駒込集落では、住民の減少や高齢化、若者の農業離れにより耕作放棄された農地が年々増えています。農業用資材や農業機械の高騰により個人や家族経営の農業では集落を維持できない現状があります。笹岡農地利用最適化推進委員をはじめ集落の40代の農業者を中心に、農業法人の設立に向け法人形態の検討や農地の現状、住民の意向把握を行っています。将来は法人での雇用創出や史跡等駒込集落の魅力を発信し、地域外の人達を呼び込む等新たなことに取り組み、集落の活性化事業を実現したいとのことです。

一方名下集落では、坂井農業委員をはじめ集落の若者や農業者が参加し、国道289号（八十里越）開通を機に山間部や遊休農地を活用した観光資源の発掘や活用、集落の世代間交流を目的とした行事等を検討しており、これらの事業に農業法人の有限会社名下や、名下自治会がどのように関わっていきけるかの話し合いを行っています。

地域の農業経営体を中心に様々な事業を展開し、活性化を図る事例は全国でも年々増えています。この2集落の取組が、中山間地域に限らず、市内各所に広がり三条市の農業の新たな形態として位置づけられればと思います。

農業への挑戦

熊谷義人 三条

「越後姫」に情熱を注いで

10年前に御両親が始めたというイチゴ栽培。上須頃の熊谷農園の代表熊谷義人さんは会社を退職後、4年前に御両親から引き継ぎました。甘く旨みのある「越後姫」の生産を目指し、いろいろな肥料で試行錯誤しながら栽培に取り組んでいます。

ハウスの中は高設栽培という方法で、地面から高さ1メートル程の台の上に苗があります。3月頃からは株分けのために、より高い台の上上がりします。そこから小さな苗が垂れ下がっている様子はナイヤガラと呼ばれる、ハウスの奥まで続く風景は、みどりのカーテンのように見えたえがあるものでした。イチゴの栽培ハウスは5棟あり、収穫は



12月から翌年の6月頃まで、営業は翌年の3月から6月頃まで続きますが、最盛期の4月から6月には家族4人総出のほかパート従業員もお願ひして、一日平均当たり600パック程の収穫があるそうです。5月頃からは午前中の収穫

でも暑くなってくるため、予冷庫で一旦冷やしてから出荷することです。夏の間は苗づくりと苗床の養生に取り組み、10月には大きくなった苗を定植します。年間を通して温度管理には一番気を使い、設備投資や肥料などの調整管理等、イチゴと一言でいっても繊細な作物ですので、日々気を抜けない作業が続きますが、こうして作られた甘くジューシーな「越後姫」は本当に誰もが感動するおいしさです。

販売は、自宅直売所のほかにJAへ出荷しています。最近では市内の洋菓子店やカフェ、ジェラート店からの引き合いも増え、ますます将来への展望が開けてきたとのこと

(馬場)



小池秀一 栄

育苗ハウスでトマト栽培

年々水稻生産農家が減少し、今まで使用されてきた多くの育苗ハウスが使用されなくなったと思います。農地利用最適化推進委員である私も現在は、購入した水稻苗を栽培しており、今まで使用して

きた育苗ハウスを利用できずにいました。

この空き地の有効活用のため、トマトの栽培を3年前から始めました。私は茅原集落で水稻120アールを主力とする他、さといも、ブロッコリー、白菜などを栽培、販売しています。私の母が過去に「うちの畑はトマトができない」と言っていた言葉が頭のどこかに残っていたこともあり、育苗ハウスで栽培に挑戦してみる作物はトマトにすることにしました。

初年度は、トマトの種を播き自根で栽培しましたが、いたるところで病気（青枯病）が発生し、収穫どころではありませんでした。このため、2年目は病気に強い台木種も買い、接木もおこない病気に備えましたが、管理が悪いのかやはり病気が発生し、思ったような結果は出ませんでした。しかし収穫した実の中に糖度13度のトマトがあり、少しずつではあります

すが成果は出てきました。今年、畑土を使用せずプランターを使用し畑と切り離すことで病気対策を行い、より良い成果が出るように栽培を続けています。初めてのことで、土の量・肥料・水分などわからないことが多いですが、何とか収穫まで頑張

りたいと思います。

未使用のハウスは、ビニールを張れば雨よけになり、使い勝手のよい場所です。皆さんも検討されてはいかがでしょうか。

(小池)

川村貴則 下田

「何事も経験」

下田地域の担い手としてお米の栽培を行っている農事組合法人ならやまの川村貴則さんにお話を伺いました。

私はトラクターや田植え機、コ



ンバイン等、様々な農業機械で田んぼのぬかるみにはまっています。脱出作業に時間をとられてしまう事が多々あります。普通なら「何やってるんだ」と怒られると思うのですが、「何事も経験だ。」と言ってくれる人ばかりです。安心して失敗できる環境だからこそ失敗の経験も前向きな記憶として残り、一度はまったことがある場所の近くでも臆することなく作業をこなせるようになります。

今年の田植えでは嬉しいことに私より若い二人が田植え機デビューしてくれました。センスが良く、あつという間に乗りこなす姿を見て皆が笑顔だったのがとても記憶に残っています。今後二

人にも安心して様々な経験を積んでいってもらうためにも、失敗してしまっても「何事も経験だ。」と鼓舞していきたいと思っています。

今回川村さんにお話を伺い、農業の担い手が減少している中、若い方や新規就農者の方に意欲的に農業に取り組んでいただけるよう農業委員として積極的に応援していきたいと思いました。

(佐藤)



全国農業新聞

発行日 毎週金曜日（月4回）
購読料 月額700円（送料・税込）
申込先 農業委員会事務局
電話：34-5635
（毎月15日までの申込みで、翌月から送付いたします。）

令和5年度法改正のポイント

令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されました。このうち、農業経営基盤強化促進法及び農地法の主な改正点について解説します。

【農業経営基盤強化促進法の主な改正点】

1 「地域計画」の策定と公表（第19条）

(1) 地域計画に定める事項

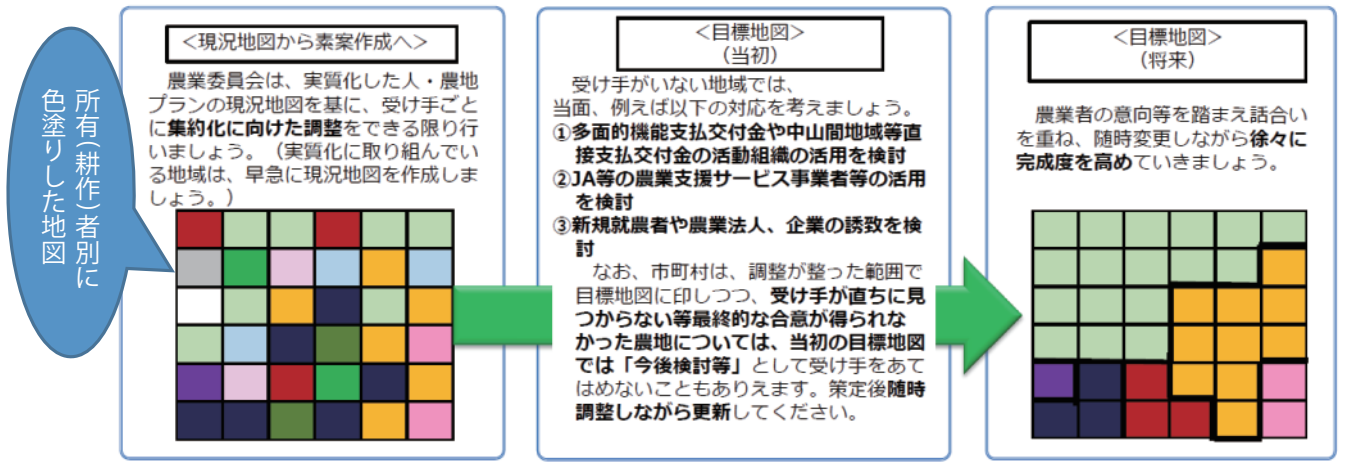
地域計画の策定に当たり、市町村は農業の担い手等を含む地域住民、農業委員・農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構（農地バンク）、J A、土地改良区等で構成する「協議の場」を設け、「地域農業の将来の在り方」「農業上の利用が行われる農地の区域」「農地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」を検討し、次の内容を掲載します。

協議事項 (地域計画の実施に必要な事項)	任意事項	
①農地の集積・集約化の方針	①鳥獣被害防止対策	⑥燃料・資源作物等
②農地バンクの活用方針	②有機・減農薬・減肥料	⑦保全管理等
③基盤整備事業への取組方針	③スマート農業	⑧農業用施設
④多様な経営体の確保・育成の取組方針	④輸出	⑨その他
⑤JA等農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	⑤果樹等	

(2) 目標地図

地域の住民等が所有（耕作）する農地の現状と今後の意向を確認し、協議の場で検討した内容を踏まえ、将来の農地の集団化を見据えた「目標地図」を作成します。

(参考) 目標地図作成のための市町村と農業委員会の役割



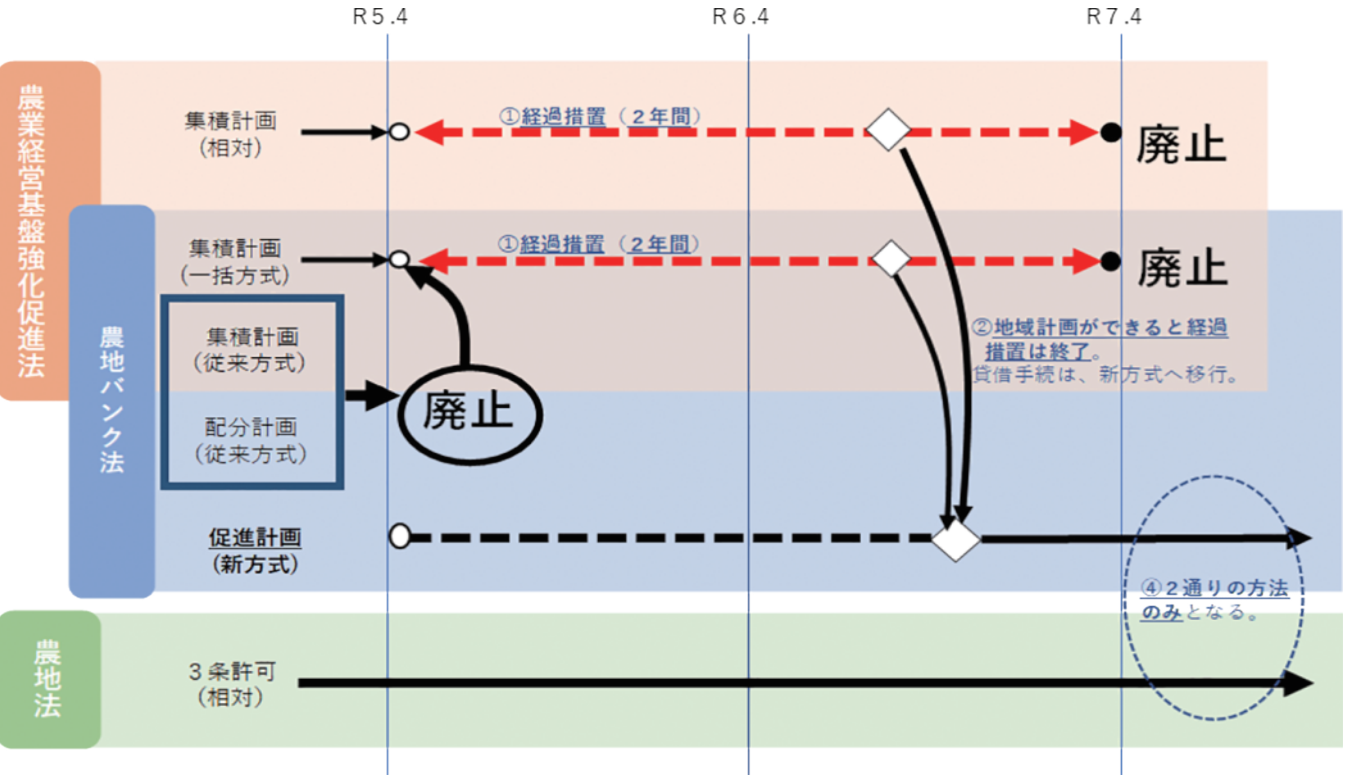
(3) 地域計画公表までのスケジュール（令和5年9月時点）

- 令和6年1月頃 農地利用の意向把握アンケートの実施
- 令和6年4月頃から 地域計画作成に向けた協議の場の開催
- 令和6年9月頃 目標地図素案の完成
- 令和7年3月末まで 地域計画（目標地図を含む）の公表

2 「農用地利用集積等促進計画」の策定と公表（第21条・第22条）

地域計画が公表された区域では、農地に権利設定（所有権移転・利用権設定等の契約）をする場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）に基づき、農地の出し手が農地バンクと、農地バンクが農地の受け手とそれぞれ契約します。

その後、市がこれらの契約をまとめ「農用地利用集積等促進計画」として策定・公表します。



令和7年4月から農地の貸し借りの方法が変わります。

ポイント①

令和7年4月から基盤強化法（相対）による新たな契約はできなくなり、賃貸借契約の手続は主に農地中間管理事業（新潟県農林公社）を利用したものになります。

なお、農地法第3条による賃貸借契約は引き続き行うことができます。

ポイント②

農地中間管理事業を利用した場合、毎年手数料がかかり、賃借料の支払は口座引き落としとなります。

また、お米などの現物による支払はできなくなります。

ポイント③

現在むすんでいる基盤強化法（相対）による契約は、契約期間満了まで有効です。

農地中間管理事業を利用していない方で、現在の契約方法を継続されたい場合は、農業委員会まで御相談ください。

【農地法の主な改正点】

農地取得時の要件を緩和（第3条）

農地取得時における経営面積の要件が廃止されました。なお、経営面積以外の要件は引き続き許可判断要件として取り扱います。

※「取得」には所有権移転のほか、貸借権（賃借権・使用貸借権）や使用収益権の設定が含まれます。

許可要件
農地を取得する者またはその世帯員等が、取得する農地を含め <u>全ての農地を効率的に耕作すること</u>
農地を取得する者またはその世帯員等が <u>農業に常時従事すること</u> （原則年間150日以上）
周辺地域における <u>農地の利用に支障がないこと</u>
法人の場合は <u>農地所有適格法人</u> であること

若い農業者の皆さん！ 自分の老後自分で守れますか？

若い農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心で豊かな老後を！

若い今こそ
年金
アクション！



ポイント

1

保険料は自由に選べる！（2万円～6万7千円、千円単位）
さらに、35歳未満であれば、

1万円からでも加入可能！

ポイント

2

認定農業者で青色申告者等には、
国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で2万円の積立てが実現！

ポイント

3

自ら支払った保険料は、
全額社会保険料控除の対象！
その他にも、**税制面で優遇措置がある！**

詳しくは、三条市農業委員会事務局までお問い合わせください。
電話：0256-34-5635（直通）

令和5年度

三条市農業委員会事業計画（概要）

I 基本方針

農業・農村を取り巻く情勢は、人口減少・超高齢化社会の進展、集落機能や地域経済力の減退、担い手不足・耕作放棄地の増加による農業生産基盤の縮小など、依然として厳しい状況となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う米需要量の減少、自然災害や円安による資材の高騰など、課題が山積している。

こうした状況を踏まえ、農地を守り担い手を育成するといった農業委員会の役割がますます重要となっていることを認識するとともに、農業者の代表としての自覚を持ち、公平・公正、開かれた農業委員会業務の執行に当たる。

また、「目標地図」の作成、「地域計画」に向けて、市の農政部局と連携し、地域の話し合いに積極的に関わるなど、担い手への農地集積を図る。また、これまで以上に農業・農村現場に密着した「目に見える活動」の実践を強化し、ホームページ及び農業委員会だより「向日葵」等により情報発信に努めつつ、関係団体と連携し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業者の信頼と期待に応えていくことを基本方針として活動する。

II 事業計画

- 1 会議関係
 - (1) 定例総会
 - (2) 臨時総会
 - (3) 調査部会
 - (4) 農政対策部会
 - (5) 特別調査部会
 - (6) 作況調査検討会
 - (7) 和解の仲介委員会
- 2 研修会・講演会の開催
 - (1) 農政・消費問題等の講演会を開催
 - (2) 委員研修会の実施
- 3 視察研修関係
 - (1) 農業委員及び農地最適化推進委員研修
 - (2) 1日研修
- 4 的確な農地行政と構造政策の推進

農地転用などの権限委譲や転用規制見直しなどから一層の慎重審査を行う。また、農業生産条件を整備し、生産性の高い農業経営の実現や農用地を有効利用するため、適正な農地行政を推進し、農用地の多面的な活用と併せて優良農地確保を図る活動を次のとおり行う。
- 5 農政対策の推進
 - (1) 農業者の立場に立った建議、意見公表、要望活動の実施
 - (2) 農林関係予算の確保対策
 - (3) 担い手（法人）確保・育成に向けた取組
 - (4) 環境にやさしい農業と安全・安心な農業の振興
 - (5) 地産地消活動及び食農教育の推進
 - (6) 農産物の付加価値向上に関する取組
 - (7) その他必要な取組
- 6 農地銀行活動事業の充実

経営規模拡大を志向する意欲ある農業者のため、農地銀行活動事業をより一層充実する。特に新規の利用権設定のための掘り起こしや相談活動
- 7 啓発活動の充実

を強化するものとする。

農業委員会だより「向日葵」編集強化など啓発活動の充実に努める。
- 8 農業者年金業務の推進

農業者年金業務を適正かつ円滑に推進するため、加入推進部長を中心として、次の事業を行う。

 - (1) 新農業者年金制度の普及と定着
 - (2) 新農業者年金加入者の拡大及び目標の達成
 - (3) 年金相談活動の充実
 - (4) 新規受給者を対象とした研修会の開催
- 9 「全国農業新聞」等の普及拡大

「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及拡大に努め、農業者へ情報提供活動を推進する。



申請書の締切日は毎月10日です

農地の売買や貸借、転用の許可申請などの締め切りは、毎月10日（10日が休日の場合は直前の市役所開庁日）となります。

農地の売買、貸借などの締め切り日

農地法第3条、4条、5条、基盤強化法関係

9月8日(金) 10月10日(火) 11月10日(金) 12月8日(金) 1月10日(水) 2月9日(金) 3月8日(金)

総会開催日

9月29日(金) 10月31日(火) 11月30日(木) 12月27日(水) 1月31日(水) 2月29日(木) 3月28日(木)



農地中間管理事業の契約手続は9月までに、なんかん北宮農センターへ

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（新潟県農林公社）が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度です。

令和6年からの農地の貸し借りについて、農地中間管理事業を活用されたい方は、令和5年9月までになんかん北宮農センターへご相談ください。**お手続きが遅れますと、受け手（担い手農家等）の農業用軽油引取税免税証の交付申請に必要な耕作面積証明に影響がでる可能性があります。**

JAえちご中越 なんかん北宮農センター 農政企画課

〒959-1387 加茂市高須町2-7-3 ☎0256-47-1499



農地パトロール（農地利用状況調査）を実施中です！

農業委員会による農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、7月から管内の全農地を対象に、遊休農地はないか（耕作放棄をして農地が荒れていないか）、農地の違反転用はないか、不法投棄がないか等の調査を実施しています。

編集後記

本号の記事にもあるとおり、法律の改正により市町村は地域の農業の将来の在り方や農用地の効率的・総合的な利用に関する目標等を盛り込んだ「地域計画」を再来年3月までに策定することになりました。

この中で農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して、農業を担う者ごとに利用する農用地等を示した「目標地図」の素案を作成することが、義務づけられています。

私たち現委員の任期は来年の4月末までですが、所有者及び耕作者の農地利用についての意向把握、地区での話し合いなどで農業委員・推進員が活動する場面があり、今後、次期委員も含めて委員の出番はこれまでより多くなりそうです。

（島影）

委員長 島影 正幸 副委員長 馬場 良子 佐藤 一富
委員 山倉 広 山屋 和徳 小池 秀一 高山 弘則 松下 正樹 山谷 秀昭

三条市LINE公式アカウント

友だち募集中

@sanjo-city

安全情報や暮らしの情報を配信！

